

令和 7 年 12 月 9 日

お客様各位

青森県信用組合

「災害による特別融資制度」の取扱いについて

このたびの、「令和 7 年 12 月 8 日の青森県東方沖を震源とする地震」により、被害に遭われました皆さまに対し、心よりお見舞い申し上げます。

青森県信用組合では、被害に遭われました皆さまの復旧を支援するため、下記のとおり「災害による特別融資制度」の取扱いを開始いたします。

また、既にお借入されているご融資に対するご返済方法などの相談についても、隨時受付しております。

記

1. 取扱期間 令和 7 年 12 月 9 日(火) ~ 令和 8 年 5 月 29 日(金)

2. 「特別融資制度」の概要

(1) 個人

	制度内容
対象者	・令和 7 年 12 月 8 日（青森県東方沖を震源とする地震）により、被害を受けた災害救助法適用市町村に居住している（個人） ・申込時の年齢が満 20 歳以上、現勤務先に 2 年以上勤務している方
資金用途	災害復旧のための資金 住宅の補修・修繕、車庫・カーポート修繕、除排雪費用など
融資金額	500 万円以内
融資期間	10 年以内
融資利率	固定金利 年 2.20%
担保・保証人	原則家族保証とする
取扱店	全営業店
必要書類	・罹災状況が確認できる資料（写真、罹災証明書など） ・本人確認資料、所得証明書など

(2)法人・個人事業者

	制度内容
対象者	令和7年12月8日(青森県東方沖を震源とする地震)により、被害を受けた災害救助法適用市町村に居住している法人、個人事業主の方
資金用途	災害復旧のための設備資金、運転資金
融資金額	2,000万円以内
融資期間	10年以内
融資利率	最優遇金利を適用(固定金利型) ※保証協会利用の場合は、さらに0.30%引下げいたします。 ※借入期間により金利が異なります。
担保	不要
保証人	法人:代表者 個人事業者:事業に従事している配偶者
必要書類	・罹災状況が確認できる写真、罹災証明書など ・その他審査に必要な書類
取扱店	サテライト店を除く全営業店 ※詳しくは、お近くの営業店窓口にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

青森県信用組合 審査管理部

担当:船橋

青森市大字浜田字玉川207番1

TEL 017-739-7117

FAX 017-739-7430

E-mail:kenshin_7117@aroma.ocn.ne.jp